

平成27年度 **伊勢崎市**

住宅リフォーム助成事業のご案内

伊勢崎市では、居住環境の向上と地域経済の活性化対策の一環として、引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

事業概要

事前相談会 5月18日(月)～6月5日(金)の平日(9時～正午 13時～17時)

場所 市役所北館2階 会議室(住宅リフォーム窓口)

受付期間 ①6月8日(月)～6月12日(金)(9時～正午 13時～17時)

場所 市役所東館1階 市民ホール(住宅リフォーム特別会場)

②6月15日(月)～7月10日(金)の平日(9時～正午 13時～17時)

場所 市役所北館2階 会議室(住宅リフォーム窓口)

予算額 1億円(500件×20万円)

工事完了期限 11月30日(月)まで

※ 当初予算額1億円を超えた申請の取り扱いについて

- ・期間中の申請はすべてお受けしますが、予算額を超えた申請は補正予算での対応を予定しており、「仮受付」となります。
- ・この場合工事着手は補正予算成立後となりますので、工事完了期限を2ヶ月延長します。(平成28年1月31日 まで)

■ 申請できる人(次の要件全てに該当する方)

- (1)市内に住民登録のある市民
- (2)対象住宅に3年以上継続して居住する個人住宅の所有者
- (3)市税等を完納している
- (4)申請者の平成26年の合計所得金額が700万円以下
- (5)平成25年度・26年度に本事業を利用していない

■ 対象となる建物と工事条件

- (1)建築後10年以上経過した市内にある住宅
- (2)申請者が居住する住宅のリフォーム工事
(集合住宅などは専有部分のみ)
- (3)対象工事費10万円以上(消費税除く)の工事
- (4)助成金交付決定日以降に着工する工事
- (5)平成25年度・26年度に本事業を利用していない住宅

■ 助成対象となるリフォーム工事と助成金額

- 市内に事務所などを有する法人又は住所を有する個人事業者が施工する次の工事
▶ 助成対象工事の区分にある「対象となる主な工事」(詳しくは2ページ参照)

■ 対象工事費の30%(千円未満は切捨て)

■ 補助限度額 20万円

事業者向け説明会

5/13(水) 午後6時開始 市役所北館4階会議室にて

【問合せ】 経済部商工労働課 住宅リフォーム窓口

Tel 23-7381・23-7382 Fax 21-5730

【詳細情報】 伊勢崎市HP **お知らせ** の「住宅リフォームの一部を助成します」を

クリック!





助成対象工事の区分(代表例)

住宅リフォーム助成の対象となる工事は、屋根や外壁を含む住宅本体と内部のリフォームであり、外構や車庫などの工事は対象外です。
助成対象となる工事が判断が難しい場合は、窓口までお問合せください。

主な対象工事

- ① 屋根、外壁のリフォームや防火改修工事
- ② 住居の一部増改築、間取り変更工事、耐震改修工事
※ 建築確認が必要な場合があります。
- ③ 内装のリフォーム工事
- ④ バリアフリー工事
- ⑤ キッチン、浴室、トイレなどのリフォーム工事
- ⑥ 天井、床、壁の断熱・防音工事
- ⑦ 建具・開口部の取替え工事
- ⑧ 襖・障子の張替え、畳の取替工事

他の助成金等との重複申請について

本年度より、市の「高齢者住宅改造費補助」や「木造住宅耐震改修補助」などとの併用が可能となります。ただし、申請工事箇所重複箇所がある場合、重複箇所にかかる経費は他の申請と二重に計上することはできませんので、ご注意ください。

主な対象外工事

- ① 居住用以外の工事
店舗・事務所・賃貸住宅・農作業小屋・車庫・物置・門扉・外構・カーポート・ウッドデッキなど
- ② 公共工事などに伴うもの
合併浄化槽の設置・補償費の対象となる工事・火災等の被災で保険金等の給付を受けている工事など
- ③ そのほかの工事
防蟻防虫の薬剤散布・造園・インターネットの配線工事・ハウスクリーニング・単独での住宅の解体工事など



注意

1. **着工済み及び完成後の工事は申請の対象外**です。(現地確認あり)
必ず交付決定後に工事を始めてください。
2. **受付期間(6/8~7/10)は混雑が予想されます**ので、書類の事前審査も行う申請者向け事前相談会(5/18~6/5)をご活用ください。
3. 申請に不正が認められたときは、補助金の返還を求める場合があります。

※ 市では、リフォーム施工業者の斡旋・紹介や、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っていません。



申請手続きの流れ

申請者

● 交付申請書類の入手

- ・住宅リフォーム窓口 ・各支所
- ・市ホームページ

● 申請者向け事前相談会 (平日のみ)

期間：5月18日(月)～6月5日(金)

● 助成金の交付申請 (平日のみ)

期間：6月8日(月)～7月10日(金) (厳守)

市役所

◆ 交付申請書類の審査

(必要に応じて現場確認あり)

- ※ 申請が当初予算額を超えた場合、超えた分の申請は補正予算での対応予定

◆ 交付決定

申請後、約3週間で「交付決定通知書」を送付

- ※ 補正予算の対応となった申請の交付決定通知は10月初旬に送付予定
- ※ 交付決定前に着工した工事は対象外

申請者

● 工事開始

- ※ 工事に変更が生じる場合はこちら

● 工事完了

※ 完了期限 11月30日
(補正予算で対応したものは翌年1月31日)

● 実績報告書、助成金請求書 提出

工事完了後、30日以内に書類を提出

市役所

◆ 書類審査

(必要に応じて現場確認あり)

◆ 交付確定、助成金交付

書類提出後、約3週間で「交付確定通知書」を送付し、申請者の指定口座に口座振替

●市に書類をご提出の際は、**ご印鑑**をお持ちください。

● 申請に必要な書類 ●

- ①助成金交付申請書：様式1
 - ②固定資産税納税通知書兼課税明細書 ※
 - ③所得金額・市税等完納照合票
(用紙提出後、職員による照合作業)
 - ④工事見積書(内訳明細付き)
 - ⑤工事内容確認図面(平面図など) ※
 - ⑥施工予定箇所の写真(全景と詳細)
 - ⑦施工業者の確認書類 ※
(個人：免許証等、法人：登記簿等)
- 《必要により》
- 同意書(共有名義など)：様式2
 - その他(戸籍謄本、建築確認の写しなど)

変更申請について

- ・施工箇所の変更や施工金額の減額などが生じる場合は、事前に市へ連絡をお願いします。

● 変更に必要な書類 ●

- ①交付変更申請書：様式5
- ②変更内容のわかる工事見積書
- ③変更予定箇所の写真
- ④市長が必要と認めるもの

● 実績報告書に必要な書類 ●

- ①助成金実績報告書：様式8
- ②工事代金請求明細書及び領収書 ※
- ③工事写真(施工中・完成後)

● 助成金請求に必要な書類 ●

- ④助成金交付請求書：様式10
- ⑤口座確認できる書類(通帳等) ※

※ あらかじめコピーをご用意ください。



住宅リフォーム助成の対象・対象外の工事例

○ 対象 × 対象外 △ 条件による

対象となる主な工事			
番号	工事内容	対象	備考
1	屋根のリフォーム、火災防止工事	○	瓦の修理、葺き替え、塗装、防水、雨どい修理など
2	外壁のリフォーム、防火構造工事	○	張替え、タイル、左官、塗装、大工工事など
3	住居の一部増改築、耐震改修工事	○	子供部屋、和室、洋室、寝室、風呂、トイレなど ※建築確認が必要なものは、確認済証及び検査済証の写し
4	内装のリフォーム工事	○	床張替、壁クロス張替、天井張替、床暖房工事、住宅用火災警報器取付など
5	バリアフリー工事	○	
6	キッチン、トイレ、洗面所、浴室のリフォーム工事	○	製品・機器であるシステムキッチン、洗面台、ユニットバス、エコキュートなどの設置工事 ※ガスレンジ、IHコンロの購入のみは対象外
7	天井、壁、床の断熱・防音工事	○	
8	建具・開口部の取替えや新設工事	○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
9	間取り変更工事	○	
10	襖、障子の張替え、畳の取替工事	○	畳の表替えや処分費も含む
11	住宅リフォームに伴う電気工事	○	コンセントやスイッチ取付、配線工事など
12	住宅リフォームに伴う配管工事	○	
13	その他	△	個別審査による

対象外となる主な工事			
番号	工事内容	対象	備考
1	市外の支店、営業所などの工事	×	市内に住所のある施工業者であることが条件
2	住居部分以外の工事	×	店舗、事務所、賃貸住宅、車庫、物置、ウッドデッキ、アルミカーポート、プレハブ物置など
3	住居部分以外の一部増改築	×	住宅に車庫、納屋などを増築する工事は対象外
4	公共工事に伴うものなど	×	合併浄化槽の設置、移転補償費の対象となる工事、火災等の被災で保険金等の給付を受けている工事など
5	太陽光発電システム設置	×	
6	家電製品購入	×	冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な家電製品は対象外 ※照明器具など一部例外があります
7	薪ストーブ、蓄熱暖房機など	×	
8	家具、食器棚など	×	家具や調度品は対象外
9	外構工事	×	門、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外排水工事など
10	造園工事	×	植樹、植栽、花壇、芝張り工事など
11	リフォーム以外の工事など	×	防蟻の薬剤散布、インターネット工事、アンテナ、ハウスクリーニング、書類・図面作成費など
12	解体工事	△	リフォームや増改築に伴う部分解体であれば対象
13	その他	△	個別審査による